

令和3年第三回定例会提出議案一覧

予算案件（5件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	220	専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
2	221	専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
3	288	専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
4	222	令和3年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
5	223	令和3年度熊本市公債管理会計補正予算	財政局 財政課

決算案件（6件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	282	令和2年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について	財政局 財政課
2	283	令和2年度熊本市病院事業会計決算の認定について	財政局 財政課
3	284	令和2年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
4	285	令和2年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
5	286	令和2年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
6	287	令和2年度熊本市交通事業会計決算の認定について	財政局 財政課

条例案件（8件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	224	熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務局 法制課 文化市民局 地域政策課
2	225	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
3	226	熊本市現代美術館条例の一部改正について	文化市民局 文化政策課
4	227	熊本市環境基本条例の一部改正について	環境局 環境政策課
5	228	熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について	経済観光局 商業金融課
6	229	熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正について	都市建設局 都市デザイン課
7	230	熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	都市建設局 建築指導課
8	231	熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	都市建設局 道路計画課

その他の案件（50件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	232	専決処分の報告について（損害賠償請求等事件に係る訴えの提起）	都市建設局 土木総務課
2	自233 至263	市道の認定について（31路線）	都市建設局 土木総務課
3	自264 至267	市道の廃止について（4路線）	都市建設局 土木総務課
4	268	和解の成立について（損害賠償請求事件）	教育委員会 総合支援課
5	269	和解の成立について（損害賠償請求事件）	教育委員会 健康教育課
6	270	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽付））	消防局 管理課
7	271	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽・圧縮空気泡消火装置付））	消防局 管理課
8	272	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	消防局 警防課
9	273	財産の取得について（卓上型全自動高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ））	教育委員会 健康教育課
10	274	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架1号橋橋梁上部工工事）	総務局 工事契約課
11	275	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋橋梁下部工（P1・A1）工事）	総務局 工事契約課
12	276	工事請負契約締結について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①-1-2）橋梁鋼上部工工事）	総務局 工事契約課
13	277	工事請負契約締結について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③-1）橋梁鋼上部工工事）	総務局 工事契約課
14	278	工事請負契約締結について（熊本城戌亥櫓ほか解体保存工事）	総務局 工事契約課
15	279	工事請負契約締結について（熊本競輪場バックスタンド解体その他工事）	総務局 工事契約課
16	280	工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化安全対策改修工事（第2期））	総務局 工事契約課
17	281	工事請負契約の変更について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）1号トンネル舗装外工事）	総務局 工事契約課

報告案件（24件）

整理番号	報番号	案 件	所管課
1	38	財政の健全性に関する比率について	財政局 財政課
2	39	資金不足比率について	財政局 財政課
3	40	債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）	財政局債権管理課 （総務局総務課、財政局資産マネジメント課、健康福祉局健康福祉政策課・子ども支援課、都市建設局住宅政策課・市営住宅課、上下水道局料金課・給排水設備課・水道維持課、病院局医事課・植木病院事務局）
4	41	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
5	42	専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	都市建設局 市営住宅課
6	43	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋橋梁下部工（P7～P9）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	44	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P2）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	45	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その3）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	46	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その4）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	47	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その7）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	48	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その8）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
12	49	熊本市内部統制評価報告書について	総務局 総務課
13	26	一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について	政策局 国際課
14	27	公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について	文化市民局 文化政策課
15	28	公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について	教育委員会 健康教育課
16	29	公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について	環境局 水保全課

整理 番号	報番号	案 件	所管課
17	30	公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について	上下水道局 総務課
18	31	一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について	経済観光局 経済政策課
19	32	一般財団法人熊本テルサの経営状況について	経済観光局 経済政策課
20	33	株式会社熊本流通情報センターの経営状況について	経済観光局 商業金融課
21	34	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について	経済観光局 観光政策課
22	35	一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
23	36	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
24	37	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について	都市建設局 河川課

令和3年第三回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【1】 議第224号	<p>件名：熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による統計法（平成19年法律第53号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項の整備</p> <p><施行日> 公布の日等</p>
【2】 議第225号	<p>件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 市長の附属機関の新設</p> <p>(1) 附属機関名 熊本市移動等円滑化推進協議会</p> <p>(2) 設置目的 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。</p> <p><施行日> 公布の日</p>

<p>【3】 議第 226 号</p>	<p>件名：熊本市現代美術館条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 現代美術館の駐車場に係る駐車料金を改定する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 現代美術館の駐車場に係る駐車料金の改定</p> <p>(1) 1時間以内 300円 → 200円</p> <p>(2) 1時間を超え30分までごとに 150円 → 100円</p> <p>2 現代美術館の駐車場に係る駐車料金のうち全日定期駐車券（月極）に関する規定の削除</p> <p><施行日> 令和3年（2021年）11月1日</p>
-------------------------	---

<p>【4】 議第 227 号</p>	<p>件名：熊本市環境基本条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 新たな環境課題に係る市の施策を追加する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前文の見直し 近年の環境問題の深刻化を踏まえ、条例の理念を時代に即したものに 見直すこととした。 2 市の施策の追加 良好な環境の確保に関する施策に関し必要な措置を講ずる事項として、次に掲げるものを追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生物多様性の保全等の自然共生社会の構築に関すること。 (2) 廃棄物の発生の抑制等による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。 (3) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全に関すること。 3 環境影響評価の推進に関する規定の追加 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境への影響について自ら適正に評価等を行い、その結果に基づいて環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならないこととした。 4 環境教育の推進等に関する規定の追加 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならないこととした。 5 国等との連携及び国際協力に関する規定の追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広域的な解決を必要とする環境課題については、国等と連携及び協力を 行い、解決するよう努めることとした。 (2) 国等、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の 推進に努めなければならないこととした。 6 その他規定の整備 <p><施行日> 令和3年（2021年）10月1日</p>
-------------------------	--

<p>【5】 議第 228 号</p>	<p>件名：熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行による産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項の整備</p> <p><施行日> 公布の日</p>
<p>【6】 議第 229 号</p>	<p>件名：熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）の施行による建築士法（昭和25年法律第202号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項の整備</p> <p><施行日> 公布の日</p>
<p>【7】 議第 230 号</p>	<p>件名：熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第345号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項の整備</p> <p><施行日> 令和3年（2021年）10月1日</p>

<p>【8】 議第 231 号</p>	<p>件名：熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由></p> <p>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>本市の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>※ 省令の主な改正内容</p> <p>(1) 旅客特定車両停留施設の構造に関する基準の追加</p> <p>(2) その他</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p>
-------------------------	--

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 議第 232 号	<p>件名：専決処分の報告について（損害賠償請求等事件に係る訴えの提起）</p> <p><提出理由> 令和3年6月23日に判決が言い渡された熊本地方裁判所令和元年（ワ）第378号損害賠償請求等事件について福岡高等裁判所に訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、市議会に報告し、その承認を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 当事者</p> <p>控訴人（原審被告） 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市 代表者 熊本市長 大西 一史</p> <p>被控訴人（原審原告） (1) 被害者の親族（3人） (2) 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険会社 代表者 代表取締役 金杉 恭三</p> <p>2 事件の概要</p> <p>平成29年6月25日、本市が管理する県道145号線（瀬田熊本線）沿いの私有地に生育していた樹木が当該県道の車道内に倒れ、被害者が運転していた自動車の上部に直撃し、同日、同者は死亡した。</p> <p>被控訴人のうち被害者の親族は、土地所有者の承継人（3人）については、本件樹木の栽植又は支持に瑕疵があり、本件樹木の管理を怠った過失があると主張して、本市については、当該県道の設置又は管理に瑕疵があり、道路管理義務を怠った過失があると主張して、土地所有者の承継人及び本市に対し、連帯して4,400,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。</p> <p>また、被控訴人のうち保険会社は、死亡した被害者との間で締結していた自動車保険契約に基づき人身傷害保険金及び車両保険金を支払ったことにより損害賠償請求権を代位取得したと主張して、土地所有者の承継人及び本市に対し、連帯して55,445,507円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。</p> <p>3 原審判決の主な内容</p> <p>(1) 被告（本市）は、原告（被害者の親族）に対し、土地所有者の承継人と連帯して2,750,000円及びこれに対する平成29年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 被告（本市）は、原告（保険会社）に対し、土地所有者の承継人と連帯して48,262,362円及びうち994,000円に対する平成29年7月29日から、うち47,268,362円に対する平成31年3月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(3) 原告らのその余の請求を棄却する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、原告（被害者の親族）に生じた費用の100分の31と原告（保険会社）に生じた費用の25分の11と被告（本市）に生じた費用の20分の17を被告（本市）の負担とする。</p> <p>(5) この判決は、第1号及び第2号に限り仮に執行することができる。</p> <p>4 控訴の要旨</p> <p>(1) 原判決中本市敗訴部分の取消し</p> <p>(2) 被控訴人らの本市に対する請求の棄却</p> <p>(3) 訴訟費用については、第1審、第2審とも被控訴人らの負担</p> <p>5 専決日 令和3年（2021年）7月8日</p>

<p>【2】</p> <p>自 議第 233 号 至 議第 263 号</p>	<p>件名：市道の認定について（31路線）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく 管理帰属</p> <p>(2) 地元要望</p> <p>(3) 河川改修</p> <p>(4) 管理引継</p> <p>※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等</p> <p><主な内容></p> <p>西区春日8丁目第1号線 外30路線</p>
<p>【3】</p> <p>自 議第 264 号 至 議第 267 号</p>	<p>件名：市道の廃止について（4路線）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 河川改修</p> <p>(2) 地元要望</p> <p>(3) 開発行為</p> <p><主な内容></p> <p>健軍町第47号線 外3路線</p>

<p>【4】 議第268号</p>	<p>件名：和解の成立について（損害賠償請求事件）</p> <p><提出理由></p> <p>熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 相手方 死亡した熊本市立中学校の生徒の保護者</p> <p>2 事件名 熊本地方裁判所 平成29年（ワ）第1072号 損害賠償請求事件</p> <p>3 主な請求内容 相手方は、市及びいじめを行った熊本市立中学校の生徒であった者（3名）に対し、各自連帯して、金7889万1934円及びこれに対する平成27年3月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求する。</p> <p>4 和解条項</p> <p>(1) 市は、相手方に対し、本件和解金として、金1100万円の支払義務があることを認め、これを令和3年11月1日限り、指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。</p> <p>(2) 市は、相手方に対し、亡くなられた生徒（以下「本生徒」という。）が在籍していた熊本市立中学校が、本生徒に対するいじめに係る情報についてすぐに相手方に知らせなかったこと、いじめの加害生徒らに対する指導や本生徒及び相手方に対する寄り添った対応が十分にできなかったことなど、本生徒に対するいじめについて適切な対応を執ることができなかったことについて、謝罪する。</p> <p>(3) 相手方及び市は、本和解条項の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。</p> <p>(4) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
-----------------------	---

<p>【5】 議第 269 号</p>	<p>件名：和解の成立について（損害賠償請求事件）</p> <p><提出理由></p> <p>学校事故における児童の損害賠償請求事件について、東京地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 相手方 熊本市立小学校の児童であった者</p> <p>2 事件名 東京地方裁判所 平成31年（ワ）第6185号 国家賠償請求事件</p> <p>3 主な請求内容 相手方は、市に対し、金1042万2350円及びこれに対する平成28年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求する。</p> <p>4 和解条項</p> <p>(1) 市は、相手方に対し、本件事故が発生したことについて、遺憾の意を表明する。</p> <p>(2) 市は、相手方に対し、本件解決金として220万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(3) 市は、相手方に対し、令和3年11月30日限り、前号の金員を、相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。</p> <p>(4) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
-------------------------	---

<p>【6】 議第 270 号</p>	<p>件名：財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽付））</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽付）の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 財 産 物品 消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽付） 2台</p> <p>2 取得価格 63,360,000円</p> <p>3 相手方 熊本市中央区菅原町1番25号 三輝物産 株式会社 代表取締役 西銘 生治</p>
<p>【7】 議第 271 号</p>	<p>件名：財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽・圧縮空気泡消火装置付））</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽・圧縮空気泡消火装置付）の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 財 産 物品 消防ポンプ自動車（CD-I型 小型水槽・圧縮空気泡消火装置付） 2台</p> <p>2 取得価格 70,400,000円</p> <p>3 相手方 熊本市中央区菅原町1番25号 三輝物産 株式会社 代表取締役 西銘 生治</p>

<p>【8】 議第 272 号</p>	<p>件名：財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>小型動力ポンプ付積載車の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 財 産 物品 小型動力ポンプ付積載車 8台</p> <p>2 取得価格 42,856,000円</p> <p>3 相手方 熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号 熊本いちほら工業 株式会社 代表取締役 澤田 悦幸</p>
<p>【9】 議第 273 号</p>	<p>件名：財産の取得について（卓上型全自動高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ））</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>卓上型全自動高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 財 産 物品 卓上型全自動高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ） 139台</p> <p>2 取得価格 35,167,000円</p> <p>3 相手方 熊本県合志市栄2119番地の24 有限会社 園田教材社 代表取締役 園田 晶彦</p>

<p>【10】 議第 274 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架1号橋橋梁上部工工事）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 934,230,000円</p> <p>2 契約の相手方 ピーエス三菱・東陽道建設工事共同企業体</p> <p>代表者 熊本市中央区上水前寺1丁目9番15号 株式会社 ピーエス三菱 熊本営業所 営業所長 松尾 泰治</p> <p>熊本市東区上南部2丁目6番1号 東陽道 株式会社 代表取締役 東 誠二</p> <p>※ 工期 議決日から令和5年（2023年）10月17日までの予定</p>
--------------------------	--

<p>【11】 議第 275 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋橋梁下部工（P1・A1）工事）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 381,447,000円</p> <p>2 契約の相手方 橋口・宝建設工事共同企業体 代表者 熊本市南区良町4丁目10番98号 株式会社 橋口組 代表取締役 橋口 光徳</p> <p>熊本市北区植木町豊田630番地の1 株式会社 宝建設 代表取締役 吉岡 正芳</p> <p>※ 工期 議決日から令和5年（2023年）2月22日までの予定</p>
<p>【12】 議第 276 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①-1-2）橋梁鋼上部工工事）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 411,037,000円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前2丁目19番29号 高田機工 株式会社 福岡営業所 所長 遠矢 良一</p> <p>※ 工期 議決日から令和5年（2023年）2月3日までの予定</p>

<p>【13】 議第 277 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③－1）橋梁鋼上部工工事）</p> <hr/> <p><提出理由> 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 1,382,700,000円</p> <p>2 契約の相手方 佐賀市鍋島3丁目3-20 株式会社 名村造船所 佐賀営業所 所長 杉原 秀幸</p> <p>※ 工期 議決日から令和6年（2024年）2月5日までの予定</p>
<p>【14】 議第 278 号</p>	<p>件名：工事請負契約締結について（熊本城戌亥櫓ほか解体保存工事）</p> <hr/> <p><提出理由> 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 326,700,000円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 松井建設 株式会社 九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦</p> <p>※ 工期 議決日から令和5年（2023年）3月17日までの予定</p>

【15】
議第279号

件名：工事請負契約締結について（熊本競輪場バックスタンド解体その他
工事）

<提出理由>

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 請負金額 | 550,000,000円 |
| 2 契約の相手方 | 前田・東陽道・河津・橋本建設工事共同企業体 |
| | 代表者 熊本市南区野田3丁目13番1号 |
| | 株式会社 前田産業 |
| | 代表取締役 木村 洋一郎 |

熊本市東区上南部2丁目6番1号
東陽道 株式会社
代表取締役 東 誠二

熊本市東区南町18番8号
有限会社 河津工業
代表取締役 河津 宗助

熊本市西区高橋町2丁目8番12号
有限会社 橋本コーポレーション
代表取締役 橋本 博

※ 工期 議決日から令和4年（2022年）9月30日までの予定

【16】
議第280号

件名：工事請負契約締結について（辛島公園地下駐車場長寿命化安全対策
改修工事（第2期））

＜提出理由＞

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

＜主な内容＞

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 請負金額 | 869,000,000円 |
| 2 契約の相手方 | 富坂・坂口・村建建設工事共同企業体 |
- 代表者 熊本市中央区新大江2丁目2番21号
株式会社 富坂建設
代表取締役 富田 潤一
- 熊本市中央区水前寺公園28番43-501号
坂口建設 株式会社
代表取締役 坂口 洋亮
- 熊本市北区硯川町749番地
株式会社 村建
代表取締役 村上 崇

※ 工期 議決日から令和5年（2023年）3月17日までの予定

【17】
議第281号

件名：工事請負契約の変更について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）
1号トンネル舗装外工事）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づ
き、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

1 請負金額の変更 292,600,000円

↓

300,663,381円

2 契約の相手方 日本道路・杉本建設工事共同企業体

代表者 上益城郡御船町大字小坂1518番1

日本道路 株式会社 熊本営業所

所長 山口 博昭

熊本市南区出仲間1丁目6番5号

株式会社 杉本建設

代表取締役 杉本 憲昭

※ 工期 令和3年（2021年）6月17日から令和4年（2022年）
3月17日まで

【 報告案件 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等																				
<p>【1】 報第38号</p>	<p>件名：財政の健全性に関する比率について</p> <hr/> <p><提出理由> 財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容> 次に掲げる項目について、監査委員の意見を付けて報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">令和2年度 健全化判断比率</th> <th style="width: 25%;">(参考) 早期健全化基準</th> <th style="width: 25%;">(参考) 財政再生基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>11.25%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>16.25%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>6.0% (6.6%)</td> <td>25.0%</td> <td>35.0%</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>121.9% (126.7%)</td> <td>400.0%</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は前年度の比率</p>	区 分	令和2年度 健全化判断比率	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準	実質赤字比率	—	11.25%	20.0%	連結実質赤字比率	—	16.25%	30.0%	実質公債費比率	6.0% (6.6%)	25.0%	35.0%	将来負担比率	121.9% (126.7%)	400.0%	
区 分	令和2年度 健全化判断比率	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準																		
実質赤字比率	—	11.25%	20.0%																		
連結実質赤字比率	—	16.25%	30.0%																		
実質公債費比率	6.0% (6.6%)	25.0%	35.0%																		
将来負担比率	121.9% (126.7%)	400.0%																			
<p>【2】 報第39号</p>	<p>件名：資金不足比率について</p> <hr/> <p><提出理由> 資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容> 資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">令和2年度 資金不足比率</th> <th style="width: 40%;">(参考) 経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法 適 用 企 業</td> <td>病院事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> <tr> <td>下水道事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> <tr> <td>交通事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">用 法 非 適 企 業</td> <td>農業集落排水事業会計</td> <td>— (—)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は前年度の状況</p>	区 分	令和2年度 資金不足比率	(参考) 経営健全化基準	法 適 用 企 業	病院事業会計	— (—)	水道事業会計	— (—)	工業用水道事業会計	— (—)	下水道事業会計	— (—)	交通事業会計	— (—)	用 法 非 適 企 業	農業集落排水事業会計	— (—)			
区 分	令和2年度 資金不足比率	(参考) 経営健全化基準																			
法 適 用 企 業	病院事業会計	— (—)																			
	水道事業会計	— (—)																			
	工業用水道事業会計	— (—)																			
	下水道事業会計	— (—)																			
	交通事業会計	— (—)																			
用 法 非 適 企 業	農業集落排水事業会計	— (—)																			

【3】
報第40号

件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）

<提出理由>

熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

番号	放棄する債権	理由	件数	債権額
1	定額給付金に係る返還金債権	時効完成	1件	20,000円
2	普通財産の貸付けに係る貸地料債権	時効完成	1件	718,730円
3	災害援護資金に係る貸付金債権	時効完成	5件	4,256,000円
4	住宅改修資金に係る貸付金債権	時効完成	5件	5,640,141円
5	児童扶養手当に係る返還金債権	破産等	2件	1,830,660円
6	住宅新築資金に係る貸付金債権	破産等	1件	3,089,962円
		時効完成	2件	7,649,960円
7	宅地取得資金に係る貸付金債権	破産等	1件	2,589,046円
		時効完成	1件	3,317,940円
8	判決等により確定した市営住宅等の家賃に係る金銭債権	破産等	1件	263,900円
		時効完成	8件	1,854,900円
9	水道料金債権	破産等	16件	140,698円
		時効完成	836件	5,425,763円
10	水道の無断使用に係る損害賠償金等債権	時効完成	1件	168,826円
11	植木町水道事業の給水装置設置に係る工事費債権	時効完成	5件	403,983円
12	植木町水道事業の給水装置設置に係る加入分担金債権	時効完成	3件	157,500円
13	医療費債権	時効完成	252件	10,003,311円

※ 令和2年度中における債権放棄

<p>【4】 報第41号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第1号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等滞納者に対する訴えの提起 ・件数 6件 ・金額 2,820,500円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・訴訟方針等 <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅等の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。 相手方が納付等を申し出、必要かつ相当と認める場合は、和解する。 ・専決日 令和3年（2021年）7月21日
<p>【5】 報第42号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第1号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等滞納者に対する和解申立 ・件数 24件 ・金額 6,221,760円（和解成立までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・和解方針等 <ul style="list-style-type: none"> 和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。 ・専決日 令和3年（2021年）7月21日

<p>【6】 報第43号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋 橋梁下部工（P7～P9）工事請負契約の変更）</p>
	<p><提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 826,200,000円 ↓ 841,763,752円</p> <p>2 契約の相手方 鴻池・田代建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区大名1丁目14番45号 株式会社 鴻池組 九州支店 執行役員支店長 興梠 博己</p> <p style="text-align: right;">熊本市南区近見2丁目17番10号 田代興業 株式会社 代表取締役 田代 武文</p> <p>3 専決日 令和3年（2021年）7月15日</p>

<p>【9】 報第46号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その4）請負契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 420,835,279円 ↓ 457,229,514円</p> <p>2 契約の相手方 太陽・東洋建設工事共同企業体 代表者 菊池市泗水町豊水266番地2 太陽土木 株式会社 代表取締役 田中 武</p> <p style="text-align: right;">熊本市西区蓮台寺5丁目4番15号 東洋工業 株式会社 代表取締役 本田 裕一朗</p> <p>3 専決日 令和3年（2021年）7月15日</p>
----------------------	---

【10】
報第47号

件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）
対策工事（その7）請負契約の変更）

＜提出理由＞

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

1 請負金額 740,910,500円

↓

788,232,278円

2 契約の相手方 光栄・丸成・飽南・甲斐建設工事共同企業体
代表者 熊本市南区元三町3丁目1828番地2
株式会社 光栄工業
代表取締役 嶋本 ひとみ

熊本市西区松尾町近津767番地
丸成産業 株式会社
代表取締役 下田 信美

熊本市南区島町2丁目4番8号
株式会社 飽南産業
代表取締役 田村 優臣

熊本市北区楠8丁目17番27号
甲斐土木工業 株式会社
代表取締役 甲斐 俊寿

3 専決日 令和3年（2021年）7月30日

【11】
報第48号

件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）
対策工事（その8）請負契約の変更）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

1 請負金額 1,108,766,807円

↓

1,211,236,041円

2 契約の相手方 鴻池・佐藤・村田・隆勢建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区大名1丁目14番45号
株式会社 鴻池組 九州支店
執行役員支店長 興梠 博己

熊本市東区尾ノ上4丁目19番4号
佐藤企業 株式会社
代表取締役社長 大畑 秀樹

熊本市南区城南町舞原228番地の2
株式会社 村田建設
代表取締役 村田 健太

熊本市西区城山下代1丁目4番12号
株式会社 隆勢
代表取締役 岩崎 敏治

3 専決日 令和3年（2021年）7月30日

【12】
報第49号

件名：熊本市内部統制評価報告書について

＜提出理由＞

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、令和2年度の熊本市内部統制評価報告書を作成したので、同条第6項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

令和2年度の熊本市内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付けて提出する。

【令和2年度の評価結果の内容】

	選定 件数	評価 対象	整備上		運用上		うち重大な不備	
			不備 あり	不備 なし	不備 あり	不備 なし	整備上	運用上
各部署で選定 したリスク	669件	668件	0件	668件	31件	637件	0件	1件
事件事故	18件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
事務処理ミス	4件	4件	0件	0件	4件	0件	0件	1件
その他	2件	2件	0件	0件	1件	1件	0件	1件

【 報告案件（経営状況報告） 】

整理 番号	報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【13】	報第26号	件名：一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について
【14】	報第27号	件名：公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について
【15】	報第28号	件名：公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
【16】	報第29号	件名：公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について
【17】	報第30号	件名：公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について
【18】	報第31号	件名：一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について
【19】	報第32号	件名：一般財団法人熊本テルサの経営状況について
【20】	報第33号	件名：株式会社熊本流通情報センターの経営状況について
【21】	報第34号	件名：一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について
【22】	報第35号	件名：一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について
【23】	報第36号	件名：公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について
【24】	報第37号	件名：一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について
		これらの法人は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の法人に該当するので、同法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況（令和2年度決算並びに令和3年度事業計画及び予算）について報告するもの